

第1章 立地適正化計画について

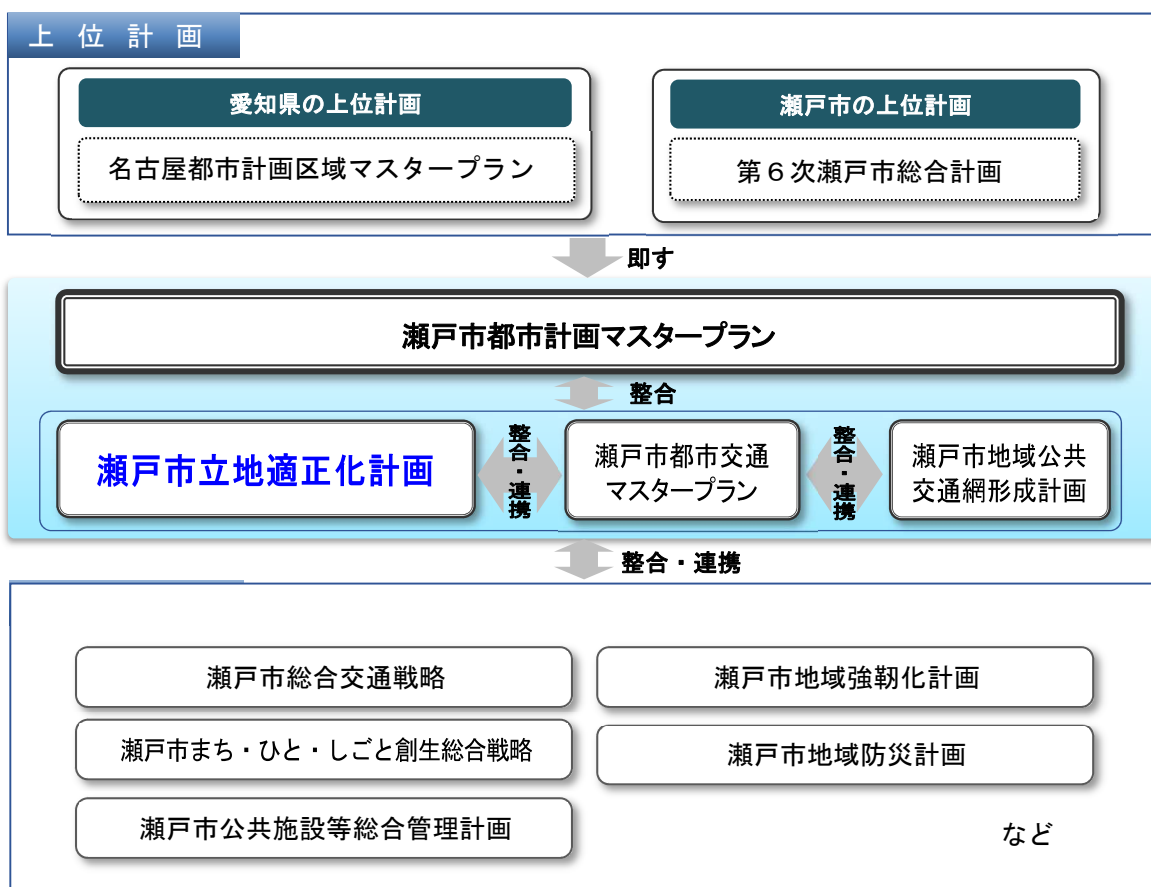
1-1 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条に基づく、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画であり、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、市町村が都市全体の観点から作成する居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。

立地適正化計画は、居住機能や都市機能を誘導する具体的な区域を定めるとともに、届出制度の運用や誘導施策の展開により、時間をかけながら緩やかにその誘導を図ります。

1-2 計画の位置づけ

瀬戸市立地適正化計画は、上位計画である「名古屋都市計画区域マスタープラン」及び「第6次瀬戸市総合計画」に即して定められた「瀬戸市都市計画マスタープラン」と整合を図るとともに、「瀬戸市都市交通マスタープラン」及び「瀬戸市公共交通網形成計画」をはじめ、医療・福祉・商業等の施策分野に関わる関連計画との整合・連携を図るものとしします。



■計画の位置づけ

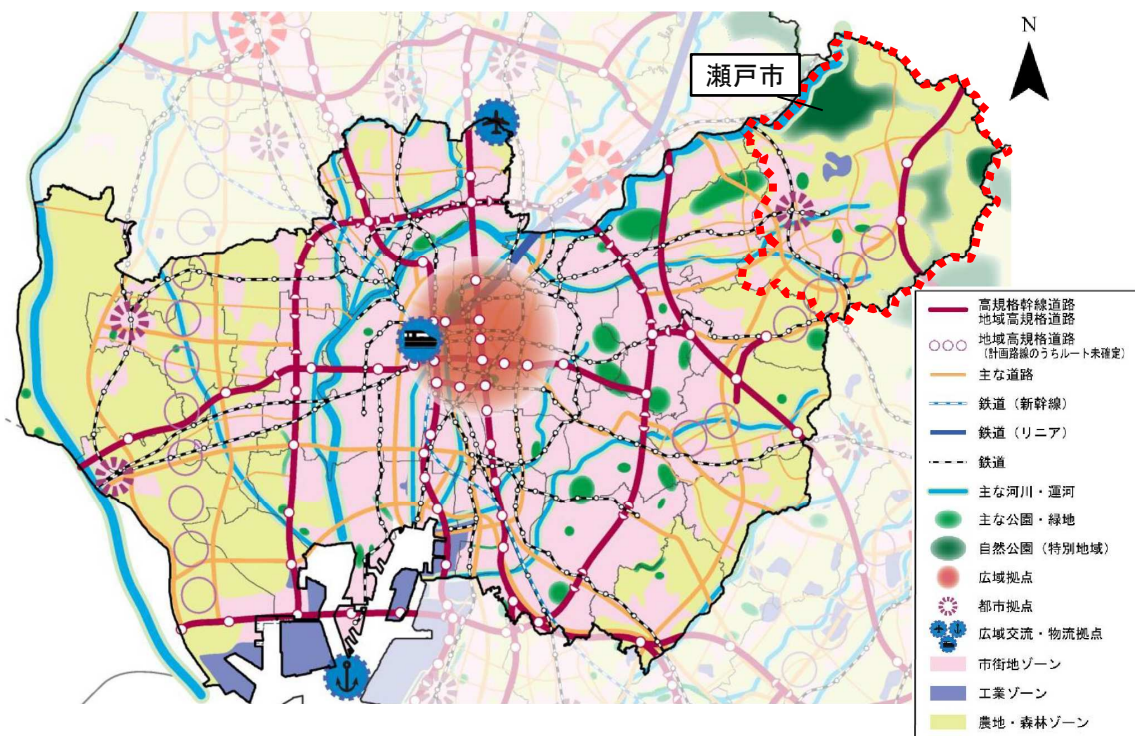
■上位計画の方針

①名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、「リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり」を基本理念に掲げています。

都市づくりの目標としては、暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けて、主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を図るとしています。

また、都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指すとしています。本市においては、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺が都市拠点として位置づけられています。

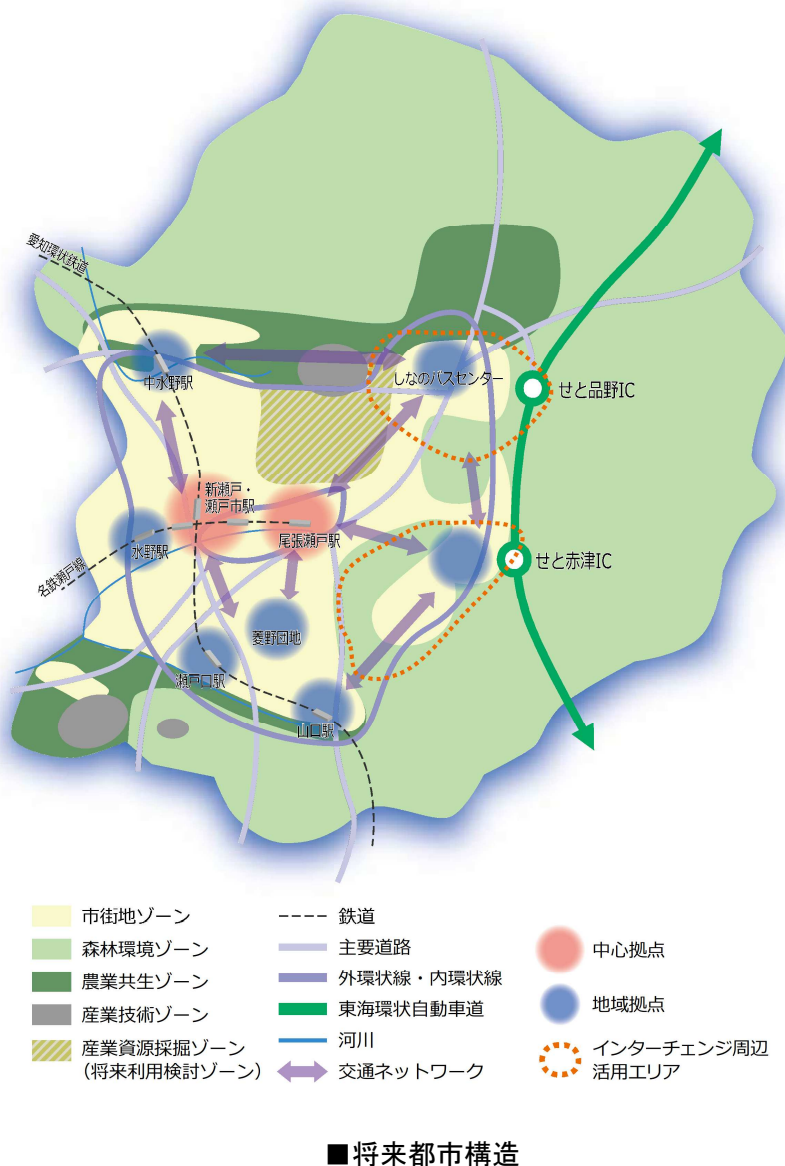


■将来都市構造図

②第6次瀬戸市総合計画

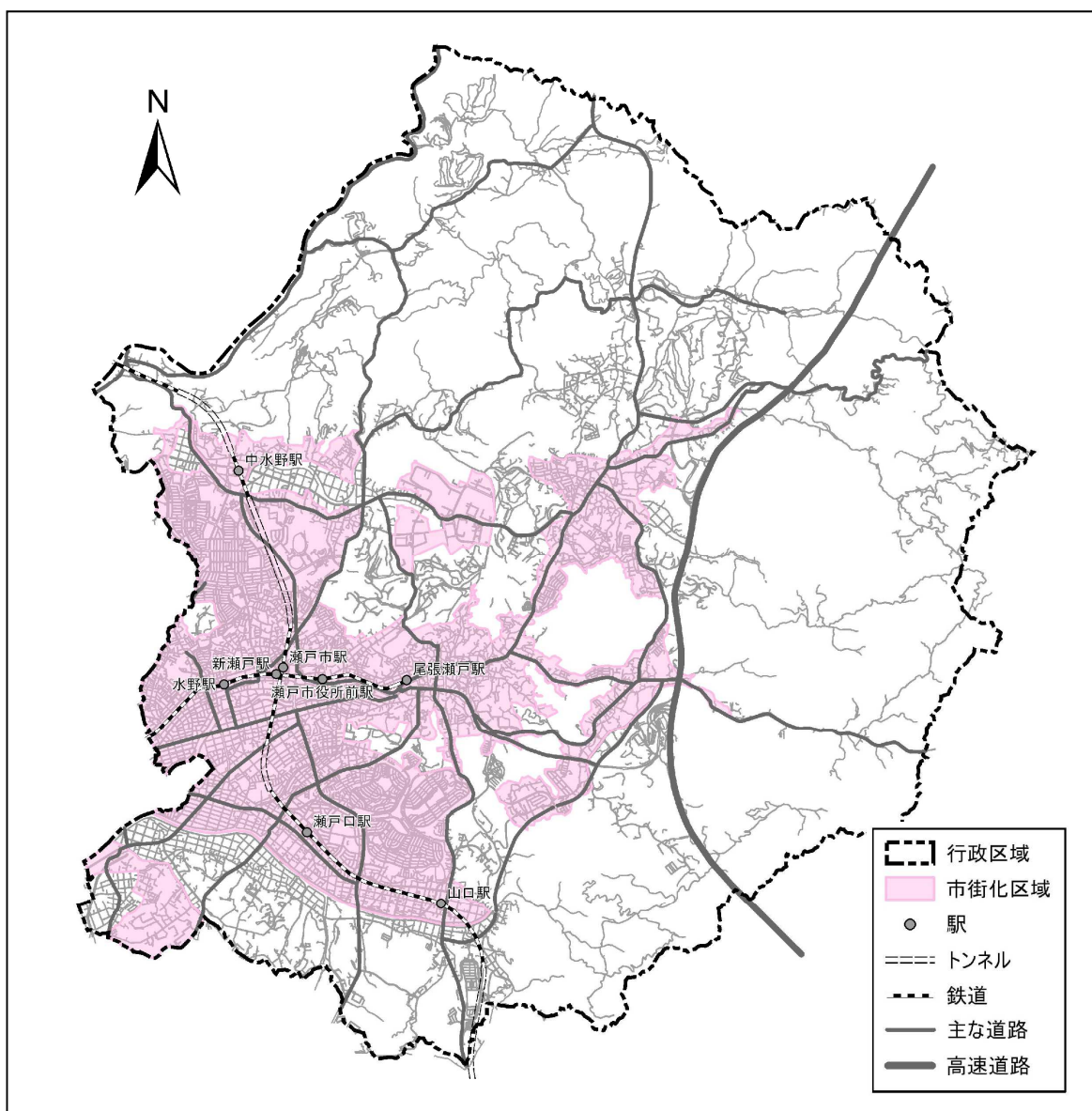
第6次瀬戸市総合計画では、『住みたいまち 誇れるまち 新しいせと』を将来像とし、その実現に向けて、本市が有する自然環境や歴史、文化、交通の利便性を活かし、「瀬戸市民が住み続けたいと思える都市」、「市外に住む人が新たに暮らしを始めようと思える都市」、「企業などが活動の拠点を構えられる都市」として、より多くの人や企業に選択されるまちとなるように居住機能や産業機能の充実を図りながら、自然環境と調和する土地の利用を推進していくとしています。

また、計画期間を通して持続的な都市の発展を見込むことができるよう、地域性や歴史性を考慮し、交通結節点をはじめとする地域拠点の観点からのまちづくりや、都市機能の集積・再配置によるコンパクトでまとまりのあるまちづくりを推進していくとしています。



1-3 対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体とすることが基本となります。本計画では、瀬戸市全域を対象区域とします。



■対象区域

1-4 計画期間

立地適正化計画の計画期間は、計画策定から概ね20年後の都市の姿を展望することとされています。本計画では、計画期間を20年後の2042年度（令和24年度）までとします。